



## 重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

### 1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社ことのは
代表者氏名	代表取締役 松山 未有美
本社所在地	大阪府八尾市南本町 9-23-21
連絡先	電話：072-973-8390 FAX：072-973-8391
法人設立年月日	令和7年9月11日

### 2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

#### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーションいろは
介護保険指定事業所番号	2765591041
事業所在地	大阪府八尾市南本町 9-23-21
連絡先	電話：072-973-8390 FAX：072-973-8391
相談担当者名	松山 未有美
通常の事業の実施地域	八尾市

#### (2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	株式会社ことのはが設置する訪問看護ステーションいろは（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問看護の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し利用者の立場に立った適切な指定訪問看護の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。利用者の心身の状態の悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供の終了に関しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び支援事業者へ情報の提供を行うものとする。

#### (3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとする。 ただし、日、祝日、12月29日から1月3日までは除く。
営業時間	午前9時00分から午後6時00分までとする。

#### (4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から金曜日までとする。 ただし、土、日、祝日、12月29日から1月3日までは除く。
サービス提供時間	午前9時00分から午後6時00分までとする。 ※緊急時のみ24時間対応

※上記以外にもサービス提供を行うことがある。

### (5) 事業所の職員体制

管理者	(職名) 看護師 (氏名) 松山 未有美
-----	----------------------

職種	職務内容	人員数
管理者	① 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 ② 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 ③ 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 ④ 請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常勤1名 (兼務)
等に従事する者 看護職員のうち主として計画作成	① 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。 ② 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等に説明し同意を得ます。 ③ 利用者へ訪問看護計画書を交付します。 ④ 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。 ⑤ 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について理解しやすいように指導又は説明を行います。 ⑥ 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 ⑦ 必要な支援事業者と連携を図ります。 ⑧ 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。	常勤2.5名以上
看護職員 (看護師)	1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。 2 訪問看護の提供に当たっては、適切な技術をもって行います。	常勤2.5名以上
事務職員	利用料等の請求及び通信連絡事務等	常勤1名

### 3 提供するサービスの内容

#### (1) 提供するサービスの内容について

- ① 健康状態の観察（血圧・体温・脈拍・呼吸の測定・病状の観察）
- ② 服薬管理（服薬状況の確認、相談）
- ③ 日常生活の看護（清潔・排泄・食事など）
- ④ 在宅リハビリテーション（寝たきりの予防、関節可動域訓練、日常生活動作の維持・改善等）
- ⑤ 療養生活や介護方法の指導、認知症の利用者に対する看護及び生活支援、症状の悪化防止
- ⑥ 生活環境及び在宅サービス利用に関する相談・助言

#### (2) 利用料及び利用者負担 → 7ページ参照

#### (3) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、迷惑行為

#### 4 その他の費用について

① 交通費	頂いておりません
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセル料は頂いておりませんが、できる限りキャンセルがわかった時点で訪問看護ステーションいろはまで連絡していただけるようお願いいたします。

#### 5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。
	イ 上記に係る請求は、利用明細を添えて翌月の10日以降の訪問日を目途に利用者にお届けします。
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	ア お支払いの確認をしましたら、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の申告の際に必要となることがあります。）

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただきます。

#### 6 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問看護職員の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	ア 相談担当者氏名 松山 未有美 イ 連絡先電話番号 072-973-8390 同 FAX 番号 072-973-8391 ウ 受付日及び受付時間 月 火 水 木 金 9:00～18:00
--	--

※担当する看護職員としては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望に添えない場合もございますので予めご了承ください。

#### 7 サービスの提供にあたって

- サービスの提供に先立って、必要な被保険者証に記載された内容（被保険者資格の有効期間）を確認させていただきます。  
また、要介護認定又は要支援認定を受けていることを確認します。  
被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行います。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業所が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者的心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

#### 8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者/看護師 松山 未有美
-------------	----------------

- 成年後見制度の利用を支援します。
- 苦情解決体制を整備しています。
- 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（家族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 9 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとしします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、支援担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、支援担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとしします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとしします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

## 10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

## 11 24時間対応について

対象者の方は緊急時の電話相談や訪問看護を行います。

## 12 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動
保険名	超ビジネス保険(事業活動包括保険)
補償の概要	業務遂行上の事故、施設・設備の管理に起因する事故、人格権侵害等に係る事故

## 13 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

#### 14 サービス提供の記録

- (1) 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から5年間保存します。

#### 15 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

#### 16 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 訪問看護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

#### 17 サービス提供に関する相談、苦情について

サービスに関する相談や苦情については、下記窓口で受け付けております。  
ご利用者及びそのご家族等の要望にお応えできるよう迅速に対応致します。

●当事業所の責任者は 松山 未有美 です

(1) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 訪問看護ステーションいろは 管理者 松山 未有美	大阪府八尾市南本町 9-23-21 受付時間 : 平日 9:00~18:00(土日祝休み) 電話番号 : 072-973-8390
【市町村窓口】 八尾市健康福祉部高齢介護課(介護保険係)	大阪府八尾市本町 1-1-1(八尾市役所) 受付時間 : 平日 8:45~17:15(土日祝休み) 電話番号 : 072-924-9360
【第三者機関】 大阪府国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情相談窓口	大阪府大阪市中央区常磐町 1-3-8(中央大通 FN ビル内) 受付時間 : 平日 9:00~17:00(土日祝休み) 電話番号 : 06-6949-5418

18 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年大阪府条例第 115 号）」第 10 条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪府八尾市南本町 9-23-21
	法人名	株式会社 ことのは
	代表者名	代表取締役 松山 未有美 印
	事業所名	訪問看護ステーションいろは
	説明者名	印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印

## 利用料及び利用者負担一覧

※下記は1割負担の場合の自己負担額です。

※利用者負担は介護保険負担割合証に記載された割合（1割・2割・3割）となります。

介護保険対象一割自己負担額	基本的な利用料	職種や利用時間によって利用料が異なります。1回当たりの自己負担額です。			
		訪問看護師の場合			
			30分未満	30分～1時間未満	1時間～1時間30分
		介護	504円	881円	1,207円
		予防	483円	850円	1,166円
	その他の利用料	サービス種類	金額	備考	
		初回加算(Ⅰ)	321円	月額(初回利用時)	
		初回加算(Ⅱ)	375円	月額、初回利用時が病院・診療所等から退院日の場合	
		緊急時訪問看護加算	642円	契約している場合	
		退院時共同指導加算	642円	退院(退所)につき1回または2回、初回加算と併算定不可	
		特別管理加算(Ⅰ)	535円	月額(特別な管理が必要な利用者に対して)	
		特別管理加算(Ⅱ)	268円		
		夜間加算・早朝加算	25%増	夜間(午後6時から午後10時まで)と早朝(午前6時から午前8時まで)	
深夜加算	50%増	深夜(午後10時から午前6時まで)			
複数の看護師等による訪問看護	(30分未満)272円 (30分以上)430円	同時に複数の看護師等により訪問看護を行った場合			
ターミナル加算(要介護のみ)	2,675円			死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合	
介護保険外の自己負担額		死後処置料…10,000円(ご自宅を訪問して、死後の処置を看護師が行った場合)			